

消費税率引き上げに伴う 各種手数料改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の消費税法の一部改正により、平成26年4月1日（火）から消費税率が現行の5%から8%に変更され、実施されることとなります。

これに伴い、消費税が課税される諸手数料等につきましても新消費税率の8%を適用させていただきますので、何卒、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、平成26年4月1日以降も従来の消費税5%の表示がされたパンフレットや商品の説明書がお手元に届く場合もあるかと存じますが、その際は8%に読み替えてご利用下さいませよう重ねてお願い申し上げます。

<消費税率が課税される主な手数料等>

- ◆振込手数料
- ◆ATM利用手数料
- ◆貸金庫使用料
- ◆夜間金庫利用料
- ◆各種証明書発行手数料
- ◆融資関係手数料
- ◆円貨両替手数料
- ◆小切手・手形等発行手数料
- ◆各種再発行手数料
- ◆インターネットバンキング等基本手数料
- ◆でんさい関係手数料
- ◆口座振替手数料

上記以外の手数料につきましても、新消費税率8%を適用いたします。

<3月31日以前に、新税率の8%が適用されるお取引の例>

振込手数料	振込手数料は、 <u>振込指定日が適用基準日</u> となります。 その為、3月31日以前に4月1日以降のお振込をお受けする場合は、新税率の8%が適用されます。 また、3月31日にお受けした場合でも、お時間の都合で翌日扱いになってしまうお振込につきましては、新税率の8%が適用されます。
残高証明書の発行手数料	残高証明書の発行手数料は、 <u>発行日が適用基準日</u> となります。 その為、3月31日以前に4月1日以降に発行される残高証明書（「3月31日付」の残高証明書も含まれます）をお受けする場合は、新税率の8%が適用されます。
ローンの繰上返済手数料	繰上返済等手数料は、 <u>処理日が適用基準日</u> となります。 その為、3月31日以前に4月1日以降に処理する繰上返済等をお受けする場合は、新税率の8%が適用されます。

ご不明な点等がございましたら、窓口にお問い合わせください。

創業昭和7年 本店下北沢



昭 和 信 用 金 庫